

答申第 196 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 9 月 29 日付けで諮問された体育指導員大会に係る国庫補助金支出
関係書類一部非公開の件（諮問第 132 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の体育指導員大会に要する経費に係る支出関係書類のうち、受注し納品した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成12年8月23日付けで、特定の体育指導員大会の国庫補助金101,000円に関する書類一式(以下「本件請求文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第2号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関(教育庁教育部スポーツ課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書(以下「本件行政文書」という。)の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書名称	非公開情報
国庫金振込依頼書 (民間人である研修講師に係るもの)	研修講師の自宅郵便番号及び自宅住所 研修講師の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「個人口座情報」と総称する。)
支出負担行為並びに支出決議書(同上)	研修講師の自宅住所 個人口座情報
諸謝金支給調書(同上)	研修講師の自宅住所
請求書(特定の体育指導員大会プログラム印刷代に係るもの)	受注し納品した業者(以下「本件法人」という。)の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「法人口座情報」と総称する。)
支出負担行為並びに支出決議書(同上)	

(2) 一部非公開部分について

研修講師の自宅郵便番号及び自宅住所並びに個人口座情報は、個人に関する情報であるため、条例第5条第1号の規定に基づき非公開とし、法人口座情報は、法人に関する情報であるため、条例第5条第2号の規定に基づき非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報に明白にプライバシーと思われ

るものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された民間人である研修講師に係る「国庫金振込依頼書」、「支出負担行為並びに支出決議書」及び「諸謝金支給調書」に記載される研修講師の自宅郵便番号及び自宅住所並びに個人口座情報は、講師を務めた特定の個人の情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただし書イの慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報、ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号本文該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

イ 当審査会が見分したところ、本件行政文書のうち特定の体育指導員大会プログラム印刷代に係る「請求書」及び「支出負担行為並びに支出決議書」には、本件法人が受注し納品した代金の振込先として法人口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、法人口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人口座情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。

ウ 法人口座情報は、本件法人が受注し納品した代金の請求書に記載して実施機関に交付したものであり、このような情報管理の実態にかんがみると、法人口座情報を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。

エ 以上のことから、法人口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 10 月 6 日	諮問書を受理
平成 12 年 10 月 23 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 12 年 12 月 21 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
平成 13 年 1 月 9 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 7 月 12 日 (第 36 回部会)	審議
10 月 12 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
10 月 26 日 (第 39 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年12月20日現在)(五十音順)